令和5年３月20日

　各関係社会福祉法人等代表者　様

各関係障害福祉サービス事業所の管理者　様

　各関係障害者支援施設の管理者　様

　各関係障害児通所支援事業所の管理者　様

　各関係障害児入所施設の管理者　様

広島県健康福祉局障害者支援課長

（〒730-8511　広島市中区基町10-52）

令和５年度障害福祉サービス等処遇改善計画書（処遇改善加算・特定加算

・ベースアップ等加算）の提出について（通知）

このことについて，次のとおり取り扱います。

　ついては，提出期限までに必要書類の提出をお願いします。

１　提出書類

　　「（様式）障害福祉サービス等処遇改善計画書」

　　〇　全事業所共通

・「基本情報入力シート」「別紙様式２－１，２－２，２－３，２－４」の該当シー

トを入力

　　〇　新たに加算の届出を行う事業所，加算区分に変更がある事業所

　　　　　上記と併せ，「処遇改善届出書」「状況一覧表」を入力

　　　※様式は広島県電子申請システム上に掲載しています。「２　提出方法」に記載の

　　　ＵＲＬから確認してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様式名 | 対象 | 備考 |
| 基本情報入力シート | 全事業所共通 |  |
| 別紙様式2-1計画書総括表 | 全事業所共通 |  |
| 別紙様式2-1個表　処遇改善加算 | 全事業所共通 |  |
| 別紙様式2-2個表　特定加算 | 全事業所共通 | 処遇改善加算を算定 |
| 別紙様式2-3個表　ベースアップ等支援加算 | 全事業所共通 | 処遇改善加算を算定 |
| 1-1　処遇改善届出書（者） | 新たに加算の届出を行う事業所，加算区分に変更がある事業所 |  |
| 状況一覧表（者） |  |
| 1-2　処遇改善届出書（児） |  |
| 状況一覧表（児） |  |

【参考】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別紙様式2-5個表　職員分類変更 | 特定加算 | 事務処理手順・第1・4（２）二 |
| 別紙様式4　変更届 |  | 事務処理手順・第1・９（１） |
| 別紙様式5　特別な事情 |  | 事務処理手順・第1・９（２） |

※障障発0310第２号 令和５年３月10日福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに 事務処理手順及び様式例の提示について（「事務処理手順」）

２　提出方法

　　広島県電子申請システムによる提出（以下のＵＲＬより提出してください。）

<https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=11991>

　　　※1　広島県電子申請システムによる提出方法等については[こちら](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/r02-syogukaizen-todoke.html)で確認してください。

※２　市町所管分の提出方法については，各市町の指示に従ってください。

３　提出が必要な事業所等

令和５年度に福祉・介護職員処遇改善加算・特定加算・ベースアップ等加算を取得す

る全ての法人・事業所

４　提出期限

**４月15日（土）期限厳守**

５　様式作成にあたっての留意事項

　　　〇　別紙「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和５年３月10日障障発0310第２号）を確認の上，様式を作成してください。

〇　過去の通知やＱ＆Ａは以下のＵＲＬから確認してください。

[福祉・介護職員処遇改善加算，福祉・介護職員処遇改善特別加算及び福祉・介護職員等　　特定処遇改善加算・福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に係る届出について - 障害福祉サービス等事業者に関する情報 | 広島県 (hiroshima.lg.jp)](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/r02-syogukaizen-todoke.html)

　　　〇　広島県内に複数の事業所をもつＡ法人が，計画書等を法人一括で作成する場合に

は，各指定権者へそれぞれ提出が必要となります。

　〇　障害福祉サービス経験者（障害児通所支援）

・「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

（令和４年７月22日障障発0722第１号）

　　　第１ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福 祉・介護職員等ベース

アップ等支援加算

　　　２．処遇改善加算及びベースアップ等加算において対象となる職種

　　・障害福祉サービス経験者については、障害児通所支援の専門性及び質の向上に向けた人員基準の見直

しにより廃止することとしているが、 ２年間の経過措置を設けることとしているため、令和５年３月

31日までに限り、対象職種とする。

　　　※上記の他、各障害福祉サービス等の人員基準において置くべきこととされていないが、福祉・介護職

員と同様に、利用者への直接的な支援を行うこととされ、その配置を報酬上の加算として評価されて

いる以下の職員については対象に含めて差し支えないこととする。

　 　 ③ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの「指導員等」（児童指導員 等加配加算におけるその他の従

業者）

　　　　○　対象サービスが障害児入所施設の場合は次のとおり２段で記入してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 通し番号 | 障害福祉サービス等事業所番号 | 指定権者名 | 事業所の所在地 | | 事業所名 | サービス名 | 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額[円](a) | 一月当たりの 処遇改善加算等の総額[円](b) | 一月当たり（処遇改善加算等を除いた）障害福祉サービス等報酬総額[円]（c) |
| 都道府県 | 市区町村 |
| 1 | 1111111111 | 広島県 | 広島県 | ●●町 | ●● | 福祉型障害児入所施設 | ■■ | □□ | ※計算式（a-b） |
| 2 |  | 広島県 | 広島県 | ●●町 | ●● | 福祉型障害児入所施設(措置) | ▲▲ | △△ | ※計算式（a-b） |

６　計画書の提出に係る質問等について

別紙「質問票」を，当課に電子メールで送付してください。順次対応しますので，電

話による照会はお控えください。

〇質問票送付先：[fusyoushitsumon@pref.hiroshima.jp](mailto:fusyoushitsumon@pref.hiroshima.jp)

　７　その他

　　　令和４年度実績報告の提出期限については，後日お知らせします。

担当　指導検査グループ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　082-513-3158（ダイヤルイン）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当者　安原，乙武）